

令和3年度

外部評価実施結果報告書

令和3年11月

新宿区外部評価委員会



令和3年11月22日

新宿区長 様

令和3年度の外部評価実施結果について、次のとおり報告します。

新宿区外部評価委員会

会 長	星	卓 志
副会長	山 口	道 昭
委 員	山 本	卓
委 員	板 本	由 惠
委 員	上 野	麻 美
委 員	大 西	秀 明
委 員	君 島	淳 二
委 員	桐 山	早 苗
委 員	藤 川	裕 子
委 員	前 田	香 織
委 員	鱒 沢	信 子
委 員	松 井	千 輝
委 員	松 永	健
委 員	的 場	美 規 子
委 員	安 井	潤 一 郎

外部評価実施結果の報告にあたって

今年度は、第 5 期の外部評価委員会の初年度の評価であった。新宿区総合計画（平成 30 年度～令和 9 年度）と第一次実行計画の最終年度を対象に、施策評価、計画事業評価、経常事業の取組状況の確認を行った。

今年度は、新しく委員になられた方には多少の戸惑いもあったかも知れないが、各委員ともそれぞれの視点を持った上で外部評価に臨まれたようで、意義深い議論ができた。部会での学習会を受けて、所管課とのヒアリングに備え事前に一定の理解を得ることに積極的に取り組まれていた。新型コロナウイルス感染症拡大の中ではあったが、多様な質問が出され、所管課とのヒアリングは効率よく充実した内容のものとなった。

評価内容としては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施できなかった事業や縮小を余儀なくされた事業が少なからずあり、そのことを考慮した評価を行うことに、注意を払う必要があった。中には、実施方法の工夫をして安全なかたちで実施することもできたのではないかと指摘がなされたものもある。

評価の取りまとめの検討においては、限られた時間の中、またオンラインでの参加者もいる中ながら、お互いが納得するまで議論を行い結論を得ることができた。この中には区の取組に対して評価する意見だけでなく、厳しい指摘をしているものもある。これらの意見は、新宿区を更に良くしていきたいと思う意識の現れとして受け止めていただきたい。

今後も、外部評価委員会としても、自分たちの役割を強く認識した上で、常に区民の目線を持ちながら、真摯な姿勢で評価活動に取り組んでいきたいとの思いを新たにしたところである。

この外部評価実施結果報告書が、より良い新宿区づくりを推進していく上での一助になれば幸いである。

新宿区外部評価委員会
会長 星 卓志

目次

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成	1
2 評価活動の経過	3
3 評価の対象	8
4 評価の視点	11

第2章 評価結果

1 評価結果の概要	12
2 評価結果等の見方	13
3 評価結果	16
個別施策 I-3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	16
個別施策 III-8 地球温暖化対策の推進	26
個別施策 III-12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	33

第3章 今後に向けて

<資料>

1 新宿区外部評価委員会委員名簿	48
2 新宿区外部評価委員会条例	49
3 新宿区行政評価制度に関する規則	51

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 外部評価委員会設置の経緯と目的

新宿区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、新宿区総合計画（以下「総合計画」という。）と新宿区実行計画の進行管理を行うため、平成19年9月、区長の附属機関として新たに設置されたものである。

この間、総合計画の施策（以下「個別目標」という。）、新宿区第一次実行計画（平成20～23年度）（以下「第一次実行計画（平成20～23年度）」という。）、補助事業の評価を実施し、平成24年度からは新たに経常事業評価を開始した。また、平成25年度からは、新宿区第二次実行計画（平成24～27年度）（以下「第二次実行計画（平成24～27年度）」という。）の評価、平成29年度からは、新宿区第三次実行計画（平成28・29年度）（以下「第三次実行計画（平成28・29年度）」という。）の評価、平成30年度からは、総合計画の個別施策（以下「個別施策」という。）の評価、令和元年度からは、新宿区第一次実行計画（平成30(2018)～32(2020)年度）（以下「第一次実行計画（平成30(2018)～32(2020)年度）」という。）の評価を実施している。

外部評価委員会は、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくことを目的としている。

(2) 所掌事務

- ◇外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。
- ◇その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、次の15名で構成されている。

- ◇学識経験者3名
- ◇公募による区民6名
- ◇区内各種団体の構成員6名

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の三つの部会を設置している。

第1部会：まちづくり・環境・みどり

第2部会：福祉・子育て・教育・くらし

第3部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業

(5) 評価の流れ

区が実施する行政評価には、行政内部が実施する内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価があり、その流れは次のとおりである。

① 内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を「内部評価委員会」として、各部が実施する施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を分析、検証し、区長に報告する。

区長はその結果を公表する。

② 外部評価

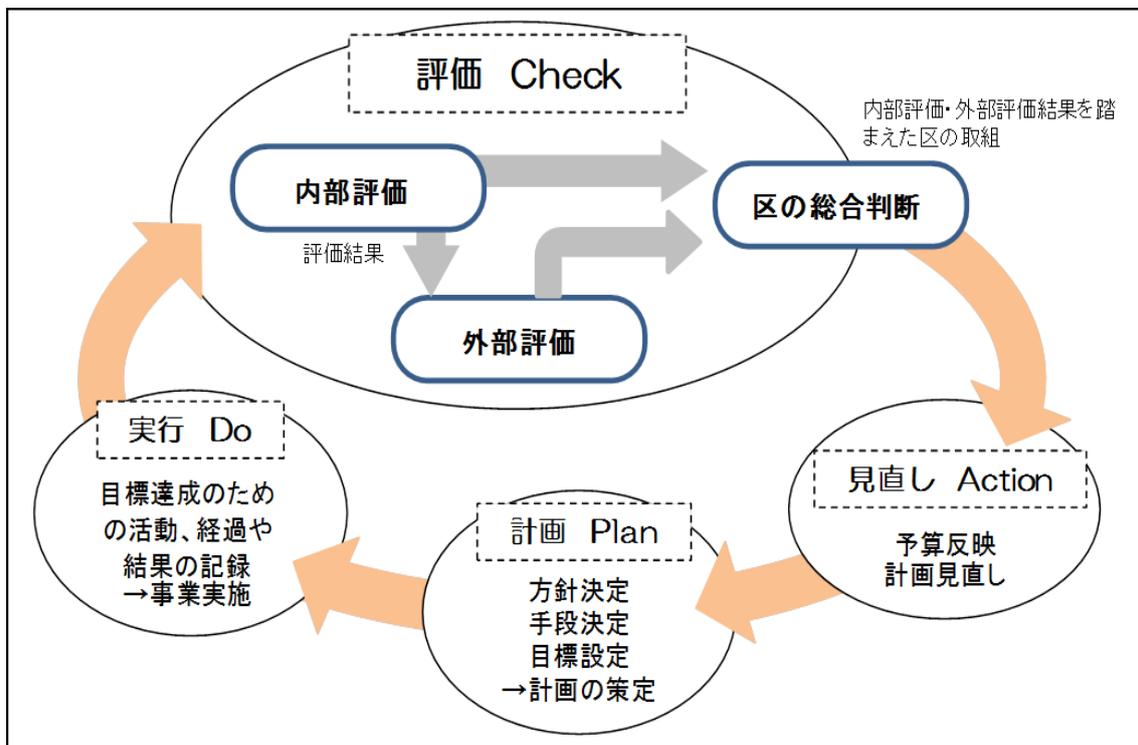
「外部評価委員会」は、上記①の内部評価結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析、検証し、区長に報告する。

区長はその報告を公表する。

③ 区の総合判断

区長は、内部評価及び外部評価、また、これらに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会とも調整した上で、区の総合判断を行い、予算編成に反映する。

区長はその結果を公表する。



2 評価活動の経過

【平成 19 年度】

平成 19 年度は外部評価委員会の立ち上げの年であり、評価の手法・手順など全体的な流れをつかむこととして評価を実施した。

【平成 20 年度】

平成 20 年度は、本格的な外部評価の実施として、平成 19 年度に外部評価を実施した対象施策を掘り下げるとともに、関連施策を抽出して 18 施策を対象に評価を実施した。さらに、補助事業については、関連する計画事業と併せて確認した。

【平成 21 年度】

平成 21 年度は、平成 20 年度から始まった総合計画及び第一次実行計画（平成 20～23 年度）に係る内部評価のうち、まちづくり編に係る個別目標及び計画事業全ての評価を行った。評価に当たっては、新宿区基本構想の理念である「新宿力」を形づくる上で、「協働」は重要な手法の一つと考えられるため、基本となる四つの視点のほか、「協働」を軸に評価を実施した。

【平成 22 年度】

平成 22 年度は、計画事業について、平成 22 年度内部評価実施結果報告書（以下「内部評価報告書」という。）のほか、平成 21 年度の外部評価結果を踏まえた区取組についてを確認した上で、評価対象を抽出して評価を実施した。また、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の実績を踏まえた補助事業の内部評価が行われたため、外部評価委員会においても全補助事業を対象に評価を実施した。

【平成 23 年度】

平成 23 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の策定の年に当たるため、平成 23 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）を評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第二次実行計画（平成 24～27 年度）に外部評価委員会の意見を反映させるため、「第二次実行計画の方向性に対する意見」を付した。また、経常事業の内部評価が試行されたことに伴い、外部評価委員会として経常事業評価の手法等について、内部評価の課題を抽出し検証を行った。検証結果は、「経常事業評価（試行結果）について（評価手法の確立に向けて・外部評価委員会意見）」（以下「経常事業評価外部評価意見」という。）として区長に報告した。

【平成 24 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 24 年度は、第一次実行計画（平成 20～23 年度）の最終年度の評価であるため、上位計画である個別目標について外部評価委員会意見を付した。また、計画事業（まちづくり編及び区政運営編）については、平成 20 年度から平成 23 年度までの第一次実行計画期間における総合評価を実施した。さらに、経常事業についても新たに外部評価を行った。

【平成 25 年度】

平成 25 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の初年度の評価であり、計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとし、計画事業のまちづくり編の約半数となる事業の評価を行った。

また、経常事業は平成 24 年度に比べて内部評価の事業数が増えたため、外部評価についても対象事業を増やして評価した。

【平成 26 年度】

計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとしたため、平成 26 年度は、平成 25 年度に外部評価を行わなかった約半数の事業について評価した。

また、経常事業は、平成 23 年度の経常事業評価外部評価意見に基づき、区民に身近で区民目線から評価可能な事業、協働の視点が入る事業として、主に自治事務に関する事業を抽出して評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書を読み込んだ上で、各事業課から事業に関する資料の事前提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング後の再質問を行った。

評価結果は、計画事業・経常事業ともに、部会ごとに取りまとめた後、外部評価委員会として全体のまとめを行った。

【平成 27 年度】

平成 27 年度は、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の策定の年に当たるため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全てを評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第三次実行計画（平成 28・29 年度）に外部評価委員会の意見を反映させるため、例年より早く評価結果の取りまとめを行った。

経常事業評価は、平成 27 年度が、平成 24 年度から実施してきた最終年度であるため、経常事業（まちづくり編）だけでなく、経常事業（区政運営編）も評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書のほか、事業に関する資料や過去の評価結果なども参考とし、評価の効果・効率性の向上に努めた。

【平成 28 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 28 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の最終年度の評価を行った。また、平成 24 年度から平成 27 年度までの第二次実行計画期間における総合評価を実施した。このため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全事業だけでなく、計画事業（区政運営編）も評価し、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の振り返りを行った。

【平成 29 年度】

平成 29 年度は、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の初年度の評価であり、また、第一次実行計画（平成 30（2018）～32（2020）年度）の策定の年に当たるため、計画事業のほぼ全ての事業について評価を行った。評価作業に当たっては、効率化を図るため、内部評価報告書のほか、事業に関連する資料やヒアリングの事前質問・事後質問を活用するとともに、書面評価も実施した。

また、平成 30 年度から始まる新総合計画期間において、より適切に施策・事業の進行管理を行っていくために、平成 28・29 年度の 2 か年でこれまでの行政評価制度を振り返り、新たな手法について検証を行った。検証結果は、「行政評価の手法等の検証について」として区長に報告した。

【平成 30 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 30 年度は、これまでの計画事業単位の評価に加えて、施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第三次実行計画（平成 28・29 年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

評価作業に当たっては、より効果的・効率的に評価を行うため、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、評価対象の個別施策に関連する施設等の現地視察を実施した。

【令和元年度】

令和元年度は、平成 30 年度に引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第一次実行計画（平成 30（2018）～32（2020）年度）の初年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。また、施策単位の評価が 2 年度目であり、評価の対象となる個別施策の数を増やして実施した。

【令和 2 年度】

評価対象である 6 個別施策について外部評価の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止とした。

なお、第 4 期外部評価委員の任期満了に伴い、3 年間の活動の総括として「行政評価の課題と意見」を取りまとめた報告書を作成し、第 2 回外部評価委員会（全体会）において区長へ報告した。

【令和 3 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である令和 3 年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第一次実行計画（平成 30（2018）～32（2020）年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和 2 年度の取組・評価に加え、これらが第二次実行計画（令和 3（2021）～5 年（2023）年度）にどのように反映され、令和 3 年度において取り組まれているかを評価した。

評価作業にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を行い、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、ヒアリング後、評価の取りまとめを行った。現地視察は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたものの、オンライン併用で委員会や部会を開催し、評価作業を進めた。

なお、内部評価が計画事業単位での評価から、各計画事業を構成する一つひとつの事業（枝事業）ごとの評価を実施したことに伴い、外部評価も同様の評価を実施した。

【活動経過】

≪全体会≫

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和3年4月16日	1 区の行政評価制度について
第2回	令和3年5月14日	1 評価方針について
第3回	令和3年10月21日※	1 評価の取りまとめについて（その1）
第4回	令和3年10月28日※	1 評価の取りまとめについて（その2）

※オンライン併用開催

≪部会≫

[第1部会]

評価対象：個別施策Ⅲ-8「地球温暖化対策の推進」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和3年6月23日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和3年7月6日	1 ヒアリングの実施 計画事業82①「地球温暖化対策の推進（区民省エネルギー意識の啓発）」 計画事業82②「地球温暖化対策の推進（事業者省エネルギー行動の促進）」 計画事業82③「地球温暖化対策の推進（区が取り組む地球温暖化対策の推進）」 計画事業83「環境学習・環境教育の推進」 評価対象の個別施策を構成する経常事業 担当課：環境清掃部（環境対策課）、教育委員会事務局（教育支援課）
第3回	令和3年8月25日※	1 評価の取りまとめについて

※オンライン併用開催

[第2部会]

評価対象：個別施策Ⅰ－3「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和3年7月2日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和3年7月5日	1 ヒアリングの実施 計画事業13「障害者グループホームの設置促進」 計画事業14「障害を理由とする差別の解消の推進」 計画事業15「区立障害者福祉施設の機能の充実」 評価対象の個別施策を構成する経常事業 担当課：福祉部（障害者福祉課）
第3回	令和3年7月16日	1 ヒアリング後の振り返りについて
第4回	令和3年8月19日※	1 評価の取りまとめについて

※オンライン併用開催

[第3部会]

評価対象：個別施策Ⅲ－12「まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和3年7月1日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和3年7月8日	1 ヒアリングの実施 計画事業89「文化国際交流拠点機能等の整備」 計画事業90①「新宿の魅力としての文化の創造と発信（新宿フィールドミュージアムの充実）」 計画事業90②「新宿の魅力としての文化の創造と発信（和を伝えるプログラム）」 計画事業91「漱石山房記念館を中心とした情報発信」 担当課：文化観光産業部（文化観光課）、総務部（総務課、契約管財課）、地域振興部（生涯学習スポーツ課）
第3回	令和3年8月10日※	1 評価の取りまとめについて（その1）
第4回	令和3年8月12日※	1 評価の取りまとめについて（その2）

※オンライン併用開催

3 評価の対象

令和3年度は、三つの個別施策を対象に評価を実施した。また、評価対象となる個別施策を構成する計画事業の評価に加え、経常事業の取組状況の確認について実施した。

(1) 第1部会（まちづくり・環境・みどり）

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）		
Ⅲ 賑わい都市・ 新宿の創造	8 地球温暖化対策の推進		
	計画事業	82 地球温暖化 対策の推進	①区民省エネルギー意識の啓発
			②事業者省エネルギー行動の 促進
			③区が取り組む地球温暖化対策 の推進
		83 環境学習・環境教育の推進	
	経常事業	500 環境審議会の運営	
		501 環境基本計画の推進	
		502 環境マネジメントシステムの推進	
		503 エコライフ推進員の活動	
		504 環境学習情報センター管理運営費	

(2) 第2部会（福祉・子育て・教育・くらし）

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）		
Ⅰ 暮らしやすさ 1番の新宿	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備		
	計画事業	13 障害者グループホームの設置促進	
		14 障害を理由とする差別の解消の推進	
		15 区立障害者福祉施設の機能の充実	
	経常事業	88 心身障害者扶養年金事務（扶養共済制度）	
		89 心身障害者医療費助成事務	
		90 障害者計画等の推進	
		91 障害者自立支援ネットワーク	
		92 介護給付費等の支給に関する審査会	
		93 障害児等タイムケア事業	
		94 障害者就労支援施設事業運営助成	
		95 障害者支援施設運営助成	
		96 指定障害福祉サービス事業者等指導検査事務	
97 障害者への自立支援給付費等			

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）	
<p style="text-align: center;">I 暮らしやすさ 1番の新宿</p>	<p>3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備</p> <p style="text-align: center;">経常事業</p>	98 障害児支援給付
		99 障害者支援施設への短期入所措置等
		100 障害者地域生活支援事業
		101 福祉手当等の支給
		102 心身障害者への助成
		103 在宅重度心身障害者への助成
		104 身体障害者への助成
		105 遠距離施設訪問家族交通費助成
		107 視覚・聴覚障害者支援事業
		108 特別永住者等重度障害者特別給付金
		109 障害者医療的ケア体制への支援
		110 あゆみの家の管理運営
		111 障害者施策推進協議会の運営
		112 障害者就労支援推進
		113 障害者ヘルプカード等の作成
		114 福祉作業所の管理運営
		115 障害者福祉センターの管理運営
		116 新宿生活実習所の管理運営
		117 障害者生活支援センターの管理運営
118 難病対策事業		

（3）第3部会（自治・コミュニティ・文化・観光・産業）

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）		
<p>III 賑わい都市・ 新宿の創造</p>	<p>12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造</p> <p style="text-align: center;">計画事業</p>	89 文化国際交流拠点機能等の整備	
		<p>90 新宿の魅力としての文化の創造と発信</p>	①新宿フィールドミュージアムの充実
			②和を伝えるプログラム
		91 漱石山房記念館を中心とした情報発信	
		<p style="text-align: center;">経常事業</p>	557 名誉区民選定委員会の運営
			558 名誉区民周知事業
			559 新宿クリエイターズ・フェスタ

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）		
<p style="text-align: center;">Ⅲ 賑わい都市・ 新宿の創造</p>	12	まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	
		経常事業	560 新宿未来創造財団運営助成（文化財、郷土資料調査研究）
			561 文化財保護審議会の運営
			562 文化財保護保存調査等
			563 文化財協力員の活用
			564 夏目漱石記念施設整備基金積立金
			565 ミニ博物館の充実
			566 新宿歴史博物館の管理運営
			567 林芙美子記念館の管理運営
			568 佐伯祐三アトリエ記念館の管理運営
			569 中村彝アトリエ記念館の管理運営
			570 漱石山房記念館の管理運営
			571 文化芸術振興会議の運営
			572 乳幼児文化体験事業
			573 国内友好都市交流の推進
			574 新宿文化センターの管理運営
			575 新宿未来創造財団運営助成（文化活動・国際交流）
			576 大新宿区まつり
577 文化体験プログラム事業の展開			

（４）部会別評価数

部会	個別施策	計画事業	経常事業
第1部会	1 施策	2 事業 枝事業を含む事業数 4 事業	5 事業(4 事業)
第2部会	1 施策	3 事業	30 事業(12 事業)
第3部会	1 施策	3 事業 枝事業を含む事業数 4 事業	21 事業(12 事業)
合計	3 施策	8 事業 枝事業を含む事業数 11 事業	56 事業(28 事業)

※（ ）内は、外部評価意見を付した事業数

4 評価の視点

外部評価に当たっては、内部評価の結果を踏まえ、施策及び事業について、妥当性、効率性、有効性、成果等を区民の視点に立って分析し、検証した。

(1) 施策評価

個別施策の評価に際しては、取組状況の評価区分を「順調に進んでいる」・「おおむね順調に進んでいる」・「やや遅れている」・「遅れている」として、以下の四つの分析の視点を踏まえ「総合評価」を行った。また、施策の今後の「取組の方向性」に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

施策評価における分析の視点

役割（妥当性）	：各主体はそれぞれの役割に基づき取り組んでいるか。
効率性	：効率的に各事業を実施しているか。
有効性	：区民ニーズや地域課題に的確に対応しているか。
成果	：目的（めざすまちの姿・状態）の実現に向けて成果を上げているか。

(2) 計画事業評価

これまでは、計画事業単位での評価を行っていたが、令和3年度からの内部評価において、各計画事業を構成する一つひとつの事業（枝事業）ごとの評価を実施したことに伴い、外部評価も同様の評価を実施した。

評価に際しては、評価区分を「計画以上」・「計画どおり」・「計画以下」として、以下の四つの分析の視点を踏まえ評価を行った。また、令和3年度の事業の進捗状況を踏まえ、「今後の取組の方向性に対する意見」に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

なお、内部評価で新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた事業の核となる部分が実施できないものや目標達成のための代替手段による実施ができない事業等で「評価できない」としたものについては、外部評価の対象外とし、当該事業について意見を付した。

計画事業評価における分析の視点

妥当性	：執行体制、事業手法は適切か。
効率性	：事業経費の規模は費用対効果からみて適切か。
有効性	：区民ニーズや地域課題に的確に対応しているか。
成果	：目的の達成に向けて成果を上げているか。

(3) 経常事業取組状況に対する意見

経常事業については、取組状況を確認した上で意見を付した。

第2章 評価結果

1 評価結果の概要

令和3年度に実施した外部評価結果は以下のとおりである。

個別施策の評価（3個別施策）と当該個別施策を構成する計画事業の評価（8事業（枝事業を含む事業数11事業））と経常事業の取組状況の確認（56事業）を行った。

個別施策の取組状況については、3個別施策のうち、全ての施策を内部評価と同様に「おおむね順調に進んでいる」と評価した。

計画事業の評価については、枝事業を含む事業数11事業のうち、内部評価と同様に9事業を「計画どおり」と評価し、2事業を評価対象外とした。

経常事業の取組状況の確認については、56の経常事業のうち、28事業に外部評価意見を付した。

各評価については、評価結果（16ページ以降）のとおりである。

2 評価結果等の見方

(1) 施策評価

基本政策			計画の体系 基本政策：総合計画の基本政策名 個別事業：総合計画の個別施策名 計画事業：当該個別施策を構成する計画事業名
個別施策			
計画事業			

目的（めざすまちの姿・状態）
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 個別施策の推進によりめざす将来のまちの姿や状態 </div>

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 当該個別施策に対する外部評価の結果 </div>
外部評価意見
【総合評価】
【今後の取組の方向性に対する意見】
【その他意見・感想】 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 当該個別施策に対する外部評価の視点による意見 【総合評価】：必ず記載 【今後の取組の方向性に対する意見】：意見のある場合に記載 【その他意見・感想】：意見のある場合に記載 </div>

内部評価		<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 当該個別施策の内部評価結果 </div>
------	--	---

(2) 計画事業評価

計画事業		当該個別施策を構成する計画事業名（第一次実行計画）
------	--	---------------------------

事業概要	
	第一次実行計画期間における事業実施方法

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)	
	当該計画事業に対する外部評価の結果
外部評価意見	
【評価】	
【今後の取組の方向性に対する意見】	
【その他意見・感想】	当該計画事業に対する外部評価の視点による意見 【評価】：必ず記載※ 【今後の取組の方向性に対する意見】：意見のある場合に記載 【その他意見・感想】：意見のある場合に記載 ※評価対象外としたものは除く。

内部評価		当該計画事業の内部評価結果
------	--	---------------

(3) 経常事業取組状況

経常事業	当該個別施策を構成する経常事業名
事業概要	
当該経常事業の目的、実施内容	
外部評価意見	
当該経常事業に対する外部評価の視点による意見	

※経常事業取組状況については、外部評価意見を付した事業を掲載

3 評価結果

基本政策	I	暮らしやすさ1番の新宿
個別施策	3	障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備
計画事業	13	－ 障害者グループホームの設置促進
計画事業	14	－ 障害を理由とする差別の解消の推進
計画事業	15	－ 区立障害者福祉施設の機能の充実

めざすまちの姿・状態

障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会参加ができるように、区民が互いに支援し合う関係づくりをめざします。

外部評価結果

(順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)

おおむね順調に進んでいる

外部評価意見

【総合評価】

「めざすまち」の理念を目標に、各事業が着実に実施されていることから、本施策の取組は「おおむね順調に進んでいる」と評価する。

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染予防対策を講じた上での支援が求められる中、在宅支援も含めた柔軟な対応をする等、障害者の地域生活を支える施策が実施できている。また、障害者親子の高齢化が進む中、喫緊の課題であるグループホームの整備に向けて、払方町国有地及び区立高齢者いきいきの家「清風園」跡地で計画どおり準備を進めている。

一方、障害を理由とする差別解消の推進に関わる事業においては、「障害者福祉施設共同バザール」が中止になる等、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことは大変残念であった。

ギャラリーオーガード「みるつく」での作品展や街頭ビジョンでの映像放映等は重要であるが、そうした取組を「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」という本施策の目的に照らして、更に有効なものにしていくための創意工夫を今後も続けてほしい。

障害者の一般企業への就労については、昨年度来、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用状況の悪化により一層厳しさを増していることから、今後、さらに新宿区勤労者・仕事支援センター等との連携を密にし、就労支援に努められることを期待する。

本施策の推進する「環境の整備」を施設整備やコミュニケーションツールの導入などのハード面とともに、心のバリアフリーにつながるソフト面にも留意して、これからも長期的な視点を持って進めてほしい。

【今後の取組の方向性に対する意見】

理念として掲げられている「区民が互いに支援し合う関係づくり」に関わる取組を、より積極的にこの施策の軸のひとつと位置づける方向で、引き続き力を注いでほしい。例えば、障害当事者の話を聴く機会や、障害の有無に関わらず区民が共同で活動する機会を更に増やしていくことは、「心のバリアフリー」を一層推進することにもつながるのではないかと。

一方、成果指標については、指標1、指標2ともに、令和9（2027）年度の目標水準を「当初値より増加」と設定しているが、曖昧な指標設定ではなく、明確な数値を設定してはどうか。

令和2（2020）年度において指標1、指標2ともに前年度の実績を下回ったことについては、速やかにその要因を明らかにし、改善に努めてほしい。

加えて、指標が区政モニターアンケートにおける「障害者の社会参加のしやすさ」「障害者差別解消法認知度」の結果に基づいて設定されているが、それらが当事者の認識をどこまで反映できているものであるのか、やや疑問である。障害者生活実態調査の結果を指標に加えるなどの検討を望む。

【その他意見・感想】

区民がお互いに尊重し合い、誰かが困っている時には障害の有無に関係なく互いに支え合うまちという理想に、少しでも近づいていくことを望む。区が取り組んでいる事業や、理念として掲げているものには賛成であり、今後もその視点から各事業を着実に進めてほしい。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業	13	-	障害者グループホームの設置促進
------	----	---	-----------------

事業概要
<p>障害者の地域での生活を支援するため、民設民営方式によるグループホームの整備に対して施設整備費等の補助を行い、設置促進を図ります。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【評価】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる住まいの整備は、障害者親子の高齢化が進む中で切実に求められており、今後ますますニーズは増加すると思われる。そうした中、払方町国有地及び区立高齢者いきいきの家「清風園」跡地でのグループホーム整備計画については、区民ニーズを踏まえつつ民間事業者の専門性を最大限に生かせるような公募条件を整えるなどして、開設に向けた準備が進められている。一方、民有地においては、民間による障害者グループホーム整備計画の支援が実施されている。

このように事業が順調に進捗していることから、本事業の実施状況は「計画どおり」と評価する。

今後は、当事者の要望を的確に把握し、充実したサービスの提供を行っていくための環境が整備されることを期待する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

障害者の高齢化や親亡き後をも見据えたグループホームの増設は必要なことであり、引き続き積極的に取り組んでほしい。特に、民有地を活用したグループホームの整備については、今後も厳しい状況が続くと思われることから、区を介することなく民有地を確保し、グループホームを開設した法人等への支援の充実を期待する。

開設されたグループホームについては、適切な事業運営の確保に向けて、引き続き指導検査を行い、質の維持・向上に努めてほしい。

【その他意見・感想】

障害者のグループホームに関して、その重要性をより多くの区民が理解できるようにする努力を今後も続けてほしい。

グループホームのニーズは障害者だけでなく高齢者においても高いことから、今後、公有地の確保の目途がついた際には、払方町国有地のように、認知症高齢者グループホームとの複合施設も視野に入れて整備の検討が行われることを望む。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	14	-	障害を理由とする差別の解消の推進
------	----	---	------------------

事業概要
<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の趣旨を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の推進や区民への啓発活動等を行います。また、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害者やその家族からの相談事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的に推進していきます。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

<p>【評価】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による事業内容の変更があった事業だが、「障害者福祉施設共同バザール」をはじめとする障害の理解促進のために実施されていたイベントの中止を余儀なくされたことは、とりわけ当事者にとって大変残念なことであったと思われる。</p> <p>また、合理的配慮の提供を義務付けられている区職員向けの研修が一部中止されたが、従来の開催方式に拘らず、オンライン、書面、メディアなどを活用して開催する方法もあったのではないかと捉えてほしい。</p> <p>事業全体としては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止にしたり実施の規模や形態を変更せざるを得ない事業があったりしたものの、その影響をできるだけ最小限に抑えるための工夫がなされたことは高く評価できる。</p> <p>また、バリアフリーマップのアクセス数が、前年度比 224%と大きく伸びていることやタブレット端末等による遠隔手話通訳等サービスが開始されたこと等、障害を理由とした差別の解消に向けて着実に事業が実施されていることから、「計画どおり」と評価する。</p> <p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>今後、心のバリアフリーをどのように促進していくのか、より具体的に検討すべきではないか。例えば、区職員向けの研修で行われている障害者の講演を聴ける機会を一般区民も参加できるイベントや講演会等にも積極的に広げていくことで、より多くの区民が障害についての理解を深められるようにしていくことなどが考えられるのではないかと。また、日常生活の中で、障害の有無に関わらず区民が交流の機会を持てる場を一層充実させていくことも重要であると考える。</p> <p>また、令和2年度から開始したタブレット端末等による遠隔手話通訳等サービスやバリアフリーマップについては、利用者の目線に立ち、活用の充実化を図ってほしい。</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、令和6(2024)年6月</p>
--

までには、合理的配慮についてこれまで努力義務とされていた事業者に対しても義務化されることから、今後、事業者・一般区民を含め、広く障害の理解啓発を促進していただきたい。

障害者生活実態調査が示す、「差別と感じる取扱いを受けた経験がある」とする回答を重く受け止めるべきと考える。本事業が、そうした回答の背後にある差別経験の解消に確実につながっていく形で推進されていくことを望む。

【その他意見・感想】

子ども達が教育の一環で参加する障害の擬似体験やパラスポーツ体験等を今後も継続し、学校社会での差別の解消にもつなげてほしい。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	15	-	区立障害者福祉施設の機能の充実
------	----	---	-----------------

事業概要
<p>障害の重度化・高齢化への対応及び特別支援学校卒業生の進路先確保のため、区内の生活介護事業の充実を図ります。あゆみの家においては生活介護事業の定員拡充に加え、医療的ケアを必要とする方の受入体制強化を行います。また、福祉作業所を多機能型事業所とし、既存の就労継続支援B型事業に加え生活介護事業を実施します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活介護事業の定員が拡充され、また、医療的ケアを必要とする方の受入体制の強化が図られたことから、「計画どおり」と評価する。</p> <p>今後も、特別支援学校卒業生の生活介護事業所利用希望が増加傾向にあることから、進路対策等連絡会でニーズを把握する取組を引き続き行いながら、更なる定員拡充と質の向上が図られることを望む。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>福祉作業所の多機能化については、引き続き、利用者にとっての効果や課題を検証しつつ慎重に進めて行くとともに、新型コロナウイルス感染症への対策・対応を引き続き図りながら、必要な量の施設サービスを、質の確保と合わせて、整備・充実していくことを期待する。</p> <p>新宿生活実習所の建替えについては、生活介護事業のさらなる定員拡充を図ることで、区民ニーズに応えようとするものと理解するが、新施設開設までの移行期間における建替えの影響を最小限にすることに留意しつつ、今後も着実に進めてもらいたい。</p>
<p>【その他意見・感想】</p> <p>新型コロナウイルス感染症による感染リスクが広がるなかで、在宅支援の実施といった柔軟な対応がなされ、職員と施設利用者の双方に対する感染予防の措置が図られている。通常以上の困難を伴う感染予防対策に当たられた現場職員の皆様のご苦勞に敬意を表する。施設運営では、法定基準以上の職員を配置するなどして質の確保も図られていることは評価できる。</p> <p>一方、指標については、この分野での区の姿勢を明確にする意味でも、現在の「事業所数」を「定員」とすることについて検討しても良いのではないかと。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	90	障害者計画等の推進
-------------	-----------	------------------

事業概要		
<p>障害福祉サービスに関係する機関等が連携を図り、また地域における障害者等への支援体制に関する課題検討などを行う障害者自立支援協議会を運営します。また、新宿区障害者計画等の策定を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>障害者自立支援協議会では関係機関等が情報を共有し、課題を検討しており、引き続き関係機関等との連携を図りながら、障害当事者の声や意見も十分踏まえ運営されること、また、外部に対して活動内容の周知を図ることを期待する。</p>		

経常事業	91	障害者自立支援ネットワーク
-------------	-----------	----------------------

事業概要		
<p>障害者及び家族に対する支援を適切に実施するために、区内の障害者支援の関係機関・事業所等の連携を確保する取組を行います。また、身体障害者、知的障害者、家族からの相談に応じ、必要な援助を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>障害者自立支援協議会との関係では、障害者自立支援ネットワークとの間で、一層有機的で実効的な連携が図られるように、引き続き取り組んでほしい。</p>		

経常事業	93	障害児等タイムケア事業
-------------	-----------	--------------------

事業概要		
<p>小・中・高校生障害児等に対し、放課後や夏休み等の居場所を提供します。事業を実施する社会福祉法人に対し、運営経費の一部を助成します。</p>		

外部評価意見		
<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある中、例年通り小・中・高校生に対して放課後や夏休みなどの居場所を提供できたことは、評価できる。今後も、利用状況、特にサービスの需要動向を見極め、質の確保を図りながら着実に事業を進めてほしい。</p>		

経常事業	99	障害者支援施設への短期入所措置等
-------------	-----------	-------------------------

事業概要		
<p>虐待を受けた障害者の生命の安全を確保するため、養護者等から分離し、一時的に保護することが必要な場合に、障害者支援施設へ短期入所等の措置を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>本事業は、養護者による虐待を受けた障害者を一時的に保護することによって、生命の安全を守ることを目的としているが、養護者による虐待は家庭内であり、潜在化し発見しづらい傾向があると思われることから、措置に至るケース発見については、関係機関等との緊密な連携が図られることを望む。</p>		

経常事業	100	障害者地域生活支援事業
-------------	------------	--------------------

事業概要		
<p>障害者に対し、相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業(日中ショートステイ、障害児等タイムケア事業、土曜ケアサポート事業)、巡回入浴サービス事業等を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>在宅で障害者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症になった場合、要介護障害者が緊急一時的に利用出来る宿泊施設を確保している点は、当事者や家族にとっても安心要因になると考えられ、高く評価できるため、今後も継続して実施することを望む。</p>		

経常事業	101	福祉手当等の支給
-------------	------------	-----------------

事業概要		
<p>障害(身体、知的、精神)がある方や難病患者の方に心身障害者福祉手当を支給します。ほかに、原爆被災者への見舞金や、国や都の制度として、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度障害者手当等を支給します。</p>		

外部評価意見		
<p>国や都では実施していない新宿区独自の制度として、手当の支給を拡充したものであり、取組として評価できるため、今後も継続して実施することを望む。</p>		

経常事業	102	心身障害者への助成
-------------	------------	------------------

事業概要		
<p>障害者に対し、歯科診療、リフトタクシーの運行委託、タクシー利用料、自動車燃料費、自動車運転教習費、障害者位置探索システム加入費用等の助成を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>タクシー券については、利用者ニーズを踏まえ、500 円単位から 100 円単位の券を増やしたことなど、柔軟できめ細かな対応がなされたことは評価できる。今後も、こうした取組を進めてほしい。</p>		

経常事業	107	視覚・聴覚障害者支援事業
-------------	------------	---------------------

事業概要		
<p>視覚・聴覚に障害のある方を対象に、情報提供や代読・代筆等のサービスを行い、障害のある方同士の交流を図る事業と場を提供します。</p>		

外部評価意見		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、障害当事者が孤立を感じる場面が多いと伺っている。こうした孤立感を感じずに生活できるようにするための支援の工夫が、今後も重ねられていくことを期待する。</p>		

経常事業	110	あゆみの家の管理運営
-------------	------------	-------------------

事業概要		
<p>心身に障害のある区民やその家族の福祉の向上を図るため、生活介護事業、短期入所・日中ショートステイ事業等や、生活介護利用者に対する給食・送迎サービスを実施するあゆみの家の管理運営(指定管理者)を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>心身に障害のある区民やその家族の福祉向上を図るための取組が充実しており、高く評価できる。今後もICTを活用し、事業を充実させていくことを期待する。</p>		

経常事業	112	障害者就労支援推進
-------------	------------	------------------

事業概要		
<p>障害者の就労機会の拡大を図るため、区内障害者就労支援施設への委託により「新宿区障害者による地域緑化推進事業」を実施しています。</p>		

外部評価意見		
<p>新宿中央公園や高田馬場の花壇等、公衆の緑化をすることは、障害者の就労機会を拡充するだけでなく地域に貢献しており、障害者理解の推進にも繋がる事業であり、高く評価できる。今後も引き続き行ってほしい。</p>		

経常事業	113	障害者ヘルプカード等の作成
-------------	------------	----------------------

事業概要		
<p>緊急時や災害時に障害者への援助をスムーズに行うため、ヘルプカードを作成し、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者等に配布します。</p>		

外部評価意見		
<p>緊急時や災害時に障害者への援助をスムーズに行うためには、ヘルプカードの作成が重要である。しかしながら、ヘルプカードの認識度が低いので、今後も効果的な普及啓発活動に取り組むことを望む。</p>		

経常事業	116	新宿生活実習所の管理運営
-------------	------------	---------------------

事業概要		
<p>知的障害者の社会参加や社会生活能力の向上を図ることを目的として、生活支援や自立に向けての援助を行う新宿生活実習所の管理運営(指定管理者)を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、実習所の利用者の中にはマスクを常に着用されるのが困難な方もおられたであろう中、消毒の徹底と密にならない取組等をしながらニーズに応じた運用をしている点は評価できる。今後もこのような取組を続けてほしい。</p>		

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造	
個別施策	8	地球温暖化対策の推進	
計画事業	82	①	地球温暖化対策の推進（区民省エネルギー意識の啓発）
計画事業	82	②	地球温暖化対策の推進（事業者省エネルギー行動の促進）
計画事業	82	③	地球温暖化対策の推進（区が取り組む地球温暖化対策の推進）
計画事業	83	—	環境学習・環境教育の推進

めざすまちの姿・状態

区内に暮らし、または活動しているすべてのの方々と連携・協働し、CO₂の排出が少ない社会基盤やライフスタイルを進めていくことで、「環境都市・新宿」を実現していきます。

外部評価結果

（順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている）

おおむね順調に進んでいる

外部評価意見

【総合評価】

本施策において計画されている取組については、個々の事業の総体として新型コロナウイルス感染症の影響のためにやむを得ず実施できなかったものを除き概ね実施され、CO₂の排出削減も予定どおり進んでいることから、「おおむね順調に進んでいる」と評価する。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止とするだけでなく、実施手法を工夫し、次の展開を考えてほしい。

【今後の取組の方向性に対する意見】

昨今の水害など、災害が地球温暖化に起因すると強く指摘される中で、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、区はゼロカーボンシティを目指すことを表明しており、施策全体として大きな変革の時である。全体像を明確にした計画を策定し、施策体系を分かりやすく再構築するとともに、区民や事業者に対して周知を強化し、その上で、区としてゼロカーボンシティの実現に向けた必要な事業の実施や既存事業の手法の見直しを行ってほしい。

【その他意見・感想】

ゼロカーボンシティの実現に向けて、区民は何を知らなければならないのか、どのように取り組んでいけば良いのか、明確なメッセージとして発信してはどうか。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業	82	①	地球温暖化対策の推進（区民省エネルギー意識の啓発）
------	----	---	---------------------------

事業概要
<p>区民一人ひとりの省エネルギーに対する意識向上を図るとともに、みどりのカーテンの普及や省エネルギー機器の導入助成などを行います。区民が身近な省エネルギー行動に取り組めるように支援することで、家庭部門の二酸化炭素排出量の削減を図ります。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
<p>計画どおり</p>
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず事業の一部が実施できなかったものもあったが、みどりのカーテン普及事業においてはゴーヤの苗の配布から種の郵送に切り替えるなどの実施手法の工夫や、新エネルギー・省エネルギー機器の設置助成においては、需要の多い対象機器の補助件数を増やすなど、柔軟に対応したことから、事業全体としては「計画どおり」と評価する。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>区民の意識啓発を目的としている事業だが、子どもを含めた区民に地球温暖化対策の重要性を認識してもらう必要がある。みどりのカーテン普及事業、新エネルギー・省エネルギー機器の設置助成及び新宿エコ隊普及事業の3つの事業とも、助成や登録にとどまらず省エネルギー活動に結びついていることを確認しながら進める必要がある。今後も、区民の意識啓発につながるような効果のある方法を模索し、取組を進めてほしい。</p>
<p>【その他意見・感想】</p> <p>地球温暖化対策の重要性を効果的に認識してもらうため、今後も区民の省エネルギー意識を啓発する継続した取組を期待する。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	82	②	地球温暖化対策の推進（事業者省エネルギー行動の促進）
------	----	---	----------------------------

事業概要
<p>中小事業者省エネルギー対策支援(省エネルギー診断及びその結果を踏まえた適切な支援)や、環境マネジメントシステム認証取得助成を行い、中小事業者の省エネルギー行動を促進・支援します。中小事業者に省エネルギー等による環境経営を促すことで、事業部門の温暖化対策を推進します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

<p>【評価】</p> <p>環境マネジメントシステム導入支援の実績はなかったものの、中小事業者省エネルギー対策支援事業や事業者向けLED照明設置補助事業に取り組んでおり、目に見える形で事業者の省エネルギー行動を促進したため、「計画どおり」と評価する。</p> <p>ただし、中小事業者省エネルギー対策支援の実施件数は、目標を達成しているが区内に存在する中小事業者の数等と比較して10件はいささか少ないように感じる。</p> <p>また、環境マネジメントシステムの導入支援は実績0件であったが、事業者ニーズにマッチしていない点も懸念される。</p> <p>引き続き、こうした課題があることを認識し、中小事業者に環境経営を促す事業として更なる取組に期待する。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>中小事業者の省エネルギー行動をさらに促進する上で、事業者ニーズを汲み取り、課題の把握をすることは極めて重要である。</p> <p>省エネ診断の受診が、LED照明設置補助の要件になっていることが事業者のニーズに合致しているかの検証や、環境マネジメントシステム導入支援の実績がない要因分析などにより、さまざまな工夫をさらに考える必要があるのではないか。</p> <p>新宿区内には、多くの多様な中小事業所、商業施設等が存在するため、現在取り組んでいる事業に限らず、どのような取組が適切かについて幅広く検討することを期待する。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	82	③	地球温暖化対策の推進（区が取り組む地球温暖化対策の推進）
------	----	---	------------------------------

事業概要
<p>長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市に開設した3つの「新宿の森」で森林整備を行い、温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)の吸収を促進させ、区が排出するCO₂と相殺するカーボン・オフセット事業に取り組みます。</p> <p>また、各々の新宿の森を活用し、区民を対象とした「新宿の森」での自然体験を実施し、環境保全意識の裾野を広げていきます。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
計画どおり
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>「新宿の森」での森林整備によるカーボン・オフセット事業におけるCO₂削減量が年々減少している。整備地の状況によるところが大きいものの、環境教育や間伐材の利用など、副次的な意義は大きいものと思われる。また、環境に配慮した電力調達として、当初予定していなかった水力発電による新たな電力調達は、高く評価でき、事業全体としては「計画どおり」と評価する。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>「新宿の森」での自然体験は、カーボン・オフセット事業の表裏一体としての面もあるため、新型コロナウイルスの影響で中止とするだけでなく、例えば現地に行く事が困難な障害のある方を含めて、どのような体験をしてもらえば、区民の認識を深めることができるのか、工夫し取り組む必要があるのではないかと。</p> <p>環境に配慮した電力調達への切替は、高く評価できる取組であるため、今後さらに進めてほしい。</p>
<p>【その他意見・感想】</p> <p>カーボンオフセットを広い意味で捉えれば、新宿区まちづくり長期計画 都市マスタープランに位置づけられた新宿区内の「7つの都市の森」、保護樹木、屋上緑化、街路樹や公園等の整備等を含めて、緑をもっと増やしていくことも必要ではないかと。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	83	—	環境学習・環境教育の推進
------	----	---	--------------

事業概要
<p>区民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、具体的な実践行動に結びつけられるよう、環境学習情報センターを核として、イベントの実施や様々な情報提供を通じて普及啓発を行います。</p> <p>また、みどりのカーテンやビオトープなどが整備された学校施設や、児童に身近な地域の自然環境を活用した取組を行うとともに、学校での環境学習を広く発信するため環境学習発表会を実施し、学校における環境教育の取組を推進していきます。</p> <p>さらに、「環境学習ガイド」を活用し、学校教育、生涯学習など様々な場における環境学習・環境教育を推進します。</p> <p>これらの取組により、区民の環境学習の機会を充実させるとともに、区民の環境活動の取組を支援し、さらなる人材の育成を図ります。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)	
計画どおり	
外部評価意見	
<p>【評価】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、環境学習発表会は中止となったが、環境絵画展・環境日記展やエコリーダー養成講座、エコにトライ（夏休みこどもエコ講座）については、参加人数を限定するなど実施手法を見直し、事業を展開していることから、「計画どおり」と評価する。</p>	
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>エコリーダー養成講座については、6回の講座で養成するには回数や期間が不足していると思われるため、一時的な学びで終了するのではなく、知識の充実や活動の継続性の観点からフォローアップ講座等の充実が必要ではないか。</p> <p>環境教育の面では、新型コロナウイルス感染症の影響があった一方で、遠隔授業やタブレット端末の配付などにより、遠隔での情報提供や教育活動が可能となったため、所管の部署と連携して有効に活用することを期待する。</p>	

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	501	環境基本計画の推進
-------------	------------	------------------

事業概要		
<p>「新宿区環境基本計画」を推進します。また、この計画の進捗状況を把握するツールとして、環境白書を発行し、環境施策を広く公表していきます。</p>		

外部評価意見		
<p>環境白書は分かりやすく内容も充実しているが、存在を知らない区民が多いのではないか。啓発活動として、各地域センターや区内の各施設など、配布を進めるとともに、皆が手に取りやすいものとして、概要版などを作成し、小・中学校や各家庭に配布するなどしてはどうか。</p>		

経常事業	502	環境マネジメントシステムの推進
-------------	------------	------------------------

事業概要		
<p>環境マネジメントシステムにより継続的に環境改善を進め、エネルギー使用量削減、温室効果ガスの排出量削減に向けて、全庁を挙げて取り組みます。</p>		

外部評価意見		
<p>区独自の環境マネジメント方針は評価できるものであり、対外的にさらに周知すべきではないか。また、環境マネジメントシステム導入支援の対象にするなど、民間への導入も検討すべきではないか。</p>		

経常事業	503	エコライフ推進員の活動
-------------	------------	--------------------

事業概要		
<p>地域の環境保全活動の中心的存在としての役割を担うエコライフ推進員を区長が委嘱し、協議会等を開催するとともに、分科会ごとに各分野に関する調査・研修を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、エコライフ推進員の主な普及活動の場であるイベント中止が続いているため、オンラインも含めて、色々な活動の方法を模索し、事業展開をしてほしい。</p>		

経常事業	504	環境学習情報センター管理運営費
-------------	------------	------------------------

事業概要	
<p>環境問題に取り組む区民や団体、事業者の活動の場の提供など、環境の保全に関する活動を支援するとともに、環境の保全に関する学習及び情報の発信の拠点として、環境学習情報センターの管理運営(指定管理者)を行います。</p>	

外部評価意見	
<p>環境学習情報センターは立地も良く、利用価値がある施設である。今後も活動の拠点として、各事業について引き続き工夫し、取組を進めて行ってほしい。</p>	

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造	
個別施策	12	まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	
計画事業	89	－	文化国際交流拠点機能等の整備
計画事業	90	①	新宿の魅力としての文化の創造と発信（新宿フィールドミュージアムの充実）
計画事業	90	②	新宿の魅力としての文化の創造と発信（和を伝えるプログラム）
計画事業	91	－	漱石山房記念館を中心とした情報発信

めざすまちの姿・状態

新宿が持つ歴史や、文化、芸術などの多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、区民のまちへの愛着と誇りを醸成します。

また、こうした多彩な魅力を活かし、国内外から多くの方々を新宿のまちへ惹き付け、賑わいを創出していきます。

外部評価結果

（順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている）

おおむね順調に進んでいる

外部評価意見

【総合評価】

本施策の実施方法は、各種施設を活用した集客事業を中心としており、多くの事業は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、思うような事業展開ができなかったことは、やむを得ないものとする。

一方、予定された事業とは異なるが、代替手段としてのオンラインでのイベント開催、劇場やライブハウスでオンライン配信を楽しむ専用の配信サイトの開設などに取り組んだことは、施策の目的に合致したものと高く評価できる。

総合評価としては、事業内容に変更等があったものの、それに代わる取組を進めたことは、十分な理由があると考えられ、新型コロナウイルス感染症の拡大する状況下において「おおむね順調に進んでいる」と評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

今後は、一人でも多くの方が参加できるような、魅力ある企画やPR活動により、区民一人ひとりが新宿の文化や歴史の魅力により一層関心を高め、また愛着と誇りを育み、多くの人が繰り返し訪れたいまちづくりを推進してほしい。

これからも、新宿区ゆかりの文化人などを貴重な文化歴史資源として、全国に広く情報を発信し、埋もれた文化芸術など、新宿の多彩な魅力を発掘、創造、発信し続けてほしい。

【その他意見・感想】

今後も新宿の文化芸術活動を推進するには、新たな魅力づくりを行うとともに、PR活動により、区民や国内外から新宿を訪れる人に対してアピールしていくことが必要ではないか。

こうした情報発信は、行政だけが行うものではなく、活動に熱心な区民の協力を得ながら広く発信していく必要がある。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業	89	-	文化国際交流拠点機能等の整備
------	----	---	----------------

事業概要
<p>四谷駅前地区第一種市街地再開発事業で取得する公益棟では、文化国際交流拠点としての機能を持たせるほか、スポーツができる機能を整備し、駅前に新たな賑わいをもたらす交流拠点の形成を図ります。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
<h3 style="margin: 0;">計画どおり</h3>
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>四谷スポーツスクエアについては、新型コロナウイルス感染症の影響により休館期間があったものの、運営に工夫を凝らし、相応の利用状況が認められることは高く評価できる。</p> <p>また、四谷クルーゼについては、独立行政法人国際交流基金と独立行政法人国際観光振興機構の2法人が入居し、予定どおり各法人と区との連携も始まっている。両施設とも新型コロナウイルス感染症拡大による影響はあったものの、施設の運営を開始したことから、総合的には「計画どおり」と評価する。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>今後は、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、利用者の声をしっかりと取り入れながら、より良いイベント等を開催するとともに、魅力ある施設の運営に努め、外国人にも来ていただけるような、日本、あるいは新宿の良さを伝えられるような施設となるよう取り組んでほしい。</p> <p>区民が喜び、多くの人が集うようなイベント等の企画など、今後の取組に期待する。</p>
<p>【その他意見・感想】</p> <p>区民にとって期待の大きい施設であり、スポーツやビジネスなど、様々な目的や幅広いジャンルで利用できる施設であることの周知を進めてほしい。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	90	①	新宿の魅力としての文化の創造と発信（新宿フィールドミュージアムの充実）
------	----	---	-------------------------------------

事業概要
<p>新宿の文化資源を活用した多様な主体による文化芸術イベントを集約し、音楽・美術・演劇・伝統芸能・パフォーマンス・まち歩き・歴史探訪など、幅広いジャンルのイベントからなる「新宿フィールドミュージアム」として実施することにより、新宿のまちの魅力を創造・発信します。また、「サポーター制度」を創設することで、新宿フィールドミュージアムへの認知度を高め、参加の拡大につなげていきます。</p>

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
—

外部評価意見

【今後の取組の方向性に対する意見】

広報新宿やパンフレットなど、従来型の情報発信に加え、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に新たな取組として導入した動画配信環境や検索機能の強化を活用するなど、今後もPR活動を積極的に行ってほしい。

【その他意見・感想】

オフィシャルガイドブックについては、カラー版で絵もあり見やすく、皆で楽しむきっかけづくりとなるものと高く評価できる。

情報発信については、情報の受け手側からの意見を踏まえるとともに、例えば、完成した物だけでなく、イベント制作過程での情報発信など、更なる工夫を期待する。

内部評価	評価できない
------	--------

計画事業	90	②	新宿の魅力としての文化の創造と発信（和を伝えるプログラム）
------	----	---	-------------------------------

事業概要
東京 2020 オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、外国人観光客を含む来街者を対象に、華道、茶道等の和の文化を体験できるプログラムを実施し、新宿のまちへの満足度を高めることで、繰り返し訪れたいまちづくりを進めます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
—
外部評価意見
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>事業実施の準備で得たノウハウを継承し、「日本の良さ」や「おもてなしの精神」を外国人観光客に対して伝える取組を他の事業でも実施場所を検討の上、機会があれば展開してほしい。</p>

内部評価	評価できない
------	--------

計画事業	91	—	漱石山房記念館を中心とした情報発信
------	----	---	-------------------

事業概要
<p>夏目漱石の顕彰について、若年層(小学生・中学生・高校生)を対象に全国規模でコンクールを実施するとともに、イベントの開催やオリジナルグッズの開発等を行います。また、漱石山房記念館を中心として、漱石をはじめとする新宿にゆかりのある文化人等の魅力を広く情報発信します。</p>

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)
<p>計画どおり</p>
外部評価意見
<p>【評価】</p> <p>アニメ、漫画を活かしたイベント、読書感想文コンクールなど、夏目漱石になじみが少ない若い世代にとって工夫した良い取組であり評価できる。</p> <p>前倒しで実施した無料公衆無線LANの整備によるスマートフォンアプリ「ポケット学芸員」の導入は、新たな情報発信の取組として高く評価する。また、4か国語での運用であり、外国人の来館者への対応も行っている。こうしたことから、総合的には「計画どおり」と評価する。</p>
<p>【今後の取組の方向性に対する意見】</p> <p>漱石山房記念館に人を集めるだけでなく、同記念館を拠点とした情報発信は、老若男女を問わず、夏目漱石に限らず、関連する著名な作家を知るきっかけづくりとして今後も必要である。</p> <p>区には図書館や公園など、様々な施設があるため、既存施設との創意工夫による連携や活用、子どもたちにも分かりやすい夏目漱石の良さを伝えるイベント開催など、今後の取組に期待する。</p>
<p>【その他意見・感想】</p> <p>漱石山房記念館は、実際に来ていただくことで感じてもらえる良さもある。これからも、もっと記念館に来てもらい、その魅力を来館者に知ってもらうとともに、様々な情報発信の拠点として、日本や世界に向けて発信するとともに、来館者を増加させるための工夫を行うことを期待する。</p>

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	558	名誉区民周知事業
-------------	------------	-----------------

事業概要		
<p>名誉区民を広く区民に周知し、区民が身近に感じ、親しみを持ってもらうため周知事業を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>名誉区民は貴重な存在であり、講演会等により区民が身近に感じ、親しみを持つ事は大切な事である。今回、講演会等への区民招待は中止となったが、動画配信など、名誉区民の広報や周知に努めることは必要ではないか。</p>		

経常事業	559	新宿クリエイターズ・フェスタ
-------------	------------	-----------------------

事業概要		
<p>新宿駅周辺等を会場として、アーティストの作品展や親子で参加できるアートイベントなどを開催することで、まちの魅力を発信し、新たな賑わいと活力を創出します。</p>		

外部評価意見		
<p>内容に関心が持てる事業であり、開催中止となり残念であったが、創意工夫の余地はなかったのか。</p>		

経常事業	560	新宿未来創造財団運営助成（文化財、郷土資料調査研究）
-------------	------------	-----------------------------------

事業概要		
<p>公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、文化財、郷土資料の調査研究等を進めます。また、高田馬場流鏑馬の公開、伝統芸能フェスティバル、特別展・所蔵資料展等の普及啓発事業を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>高田馬場流鏑馬や林氏墓地の公開など、区の歴史を知る良い取組だが、文化財の普及啓発として区民には伝わりにくいため、PRを強化しても良いのではないか。</p>		

経常事業	561	文化財保護審議会の運営
-------------	------------	--------------------

事業概要		
<p>新宿区文化財保護条例(昭和 58 年 4 月 1 日施行)に基づいて設置された機関です。区指定文化財の指定及び指定の解除、区登録文化財の登録及び登録の解除、その他教育委員会が必要と認める事項について教育委員会の諮問に応じて調査審議し、答申し、または意見を述べます。年 4 回開催します。</p>		

外部評価意見		
<p>文化財の分野に詳しい方々が文化財保護審議会の委員に就任していると思われるため、委員構成が分かるようにしてほしい。</p>		

経常事業	564	夏目漱石記念施設整備基金積立金
-------------	------------	------------------------

事業概要		
<p>新宿区立漱石山房記念館の整備にあたり、区民のみならず全国からこの事業にご参画いただく仕組みのひとつとして、平成 25 年 7 月 1 日より寄附の募集・受付を開始した「新宿区夏目漱石記念施設整備基金」は、資料収集のため、引き続き寄附の呼びかけを行います。</p>		

外部評価意見		
<p>積立金を資料収集に活用したとのことだが、主にどのような物に活用したのか、対外的に分かるよう公表すべきではないか。</p>		

経常事業	565	ミニ博物館の充実
-------------	------------	-----------------

事業概要		
<p>区内に所在する文化資源(文化財を有する社寺等)や産業資源(地場産業・伝統工芸等)に対し、ミニ博物館として整備し、区民の身近な文化遺産として一般に公開します。「ミニ博物館設置及び運営補助金交付要綱」及び「新宿区補助金交付規則」に基づき補助金を交付します。</p>		

外部評価意見		
<p>区民の身近な文化資源や産業資源であるが、博物館とは知らない区民もいるのではないか。今後の広報活動に期待する。</p>		

経常事業	569	中村彝アトリエ記念館の管理運営
-------------	------------	------------------------

事業概要		
<p>洋画家中村彝のアトリエを記念館として整備し、アトリエ内部を公開するとともに、彝に関する様々な情報を発信するなど、その管理運営(指定管理者)を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>中村彝の作品を所蔵する中村屋サロン美術館とも連携を進めるなど、公民連携を含めた取組を更に行っても良いのではないかと。</p>		

経常事業	572	乳幼児文化体験事業
-------------	------------	------------------

事業概要		
<p>乳幼児とその保護者等へ文化芸術体験の機会の提供を行い、子どもの生きる力と豊かな心を育むとともに、文化芸術の次代の担い手の育成を図ります。</p>		

外部評価意見		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により実施したオンライン配信は、出かけられない家族には良い機会であり高く評価する。今後も、事業目的や状況に応じた適切な事業実施を期待する。</p>		

経常事業	573	国内友好都市交流の推進
-------------	------------	--------------------

事業概要		
<p>友好提携を結んでいる長野県伊那市との友好交流を進めます。</p>		

外部評価意見		
<p>伊那市とは、今後も各分野において良好な連携が図れるよう取組を進めてほしい。</p>		

経常事業	575	新宿未来創造財団運営助成（文化活動・国際交流）
-------------	------------	--------------------------------

事業概要		
<p>公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、地域文化活動の推進、地域と友好都市等との交流の推進等を行います。</p>		

外部評価意見		
<p>友好都市との作品交流事業や舞台芸術鑑賞機会の提供をはじめ、国際理解及び日本文化理解を深め、多文化共生社会を実現するためのイベントや講座の開催を今後も是非してほしい。</p>		

経常事業	576	大新宿区まつり
-------------	------------	----------------

事業概要		
<p>新宿に住む人、訪れる人、働く人、学ぶ人の交流を深めるため、地域団体等と連携して毎年 10 月に「大新宿区まつり」を開催し、新しい文化や情報を発信します。</p>		

外部評価意見		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、区民の関心度も非常に高いイベントの一つのため、様々な企画を考えながら、町内会や商店会の方々とも連携し、まち全体を盛り上げてほしい。</p>		

経常事業	577	文化体験プログラム事業の展開
-------------	------------	-----------------------

事業概要		
<p>文化芸術の振興には、区民が自発的に活発な文化芸術活動を行うことが必要です。気軽に本格的な文化芸術体験ができる機会の提供により、区民が文化芸術活動へ参加するためのきっかけ作りを行います。</p>		

外部評価意見		
<p>高い専門性やノウハウ等を有する文化芸術団体と連携して、技量や指導力の高い講師による質の高いプログラムを廉価で体験できる機会の提供をしてほしい。</p>		

第3章 今後に向けて

今年度の評価作業は、本委員会として新宿区総合計画の三つの個別施策を選定し、それらを構成する計画事業の評価と経常事業の取組状況の確認をした上で、個別施策を評価するという、第4期で構築した評価手法の流れを継承し、実施した。

ここでは、審議の過程やその後の全体会で、各部長、各委員から出された意見を踏まえ、今年度の評価作業の全体を通じて浮き彫りになった課題や問題点を記す。

区におかれても、これらの意見を十分に受け止めていただき、引き続き、行政評価の質を高めていくように取り組んでいくことを望む。

1 指標や目標設定について

指標や目標値設定は、そもそもその設定自体が妥当なのか、判断することが困難なものもある。各事業説明の際、内部評価シートで、なぜ、その指標や目標値を設定したのか説明が詳しくあれば、外部評価をより適正に行うことができるのではないかと。

また、施策評価における成果指標の設定については、2027年度の目標水準を「当初値より増加、減少」としているものが多数見受けられた。次期、総合計画や実行計画策定の際には、より明確な数値目標を設定するなど、更なる工夫をしてほしい。

引き続き、事業の目的とその達成度や進捗状況との関連で、成果を的確に把握できる適切な指標となるよう改善を望む。

2 内部評価の分かりやすい記載について

内部評価シートについては、内容が具体的となり、より分かりやすい記載となっている。しかし、施策評価と計画事業の評価では、記載内容が重複する部分が多く感じられたため、同内容の記載とならないような評価項目の検討が必要ではないかと。

経常事業については、内部評価の対象ではなく、従って外部評価の対象でもない。このため、施策評価を行う上での参考資料との位置づけで参照すべきものと考えられる。しかしながら、予算の執行状況や取組内容・実績など、記載されている内容だけでは分かりにくいものも見受けられた。記載方法の工夫や説明を補足するための資料の提供などの改善を望む。

3 オンライン開催について

今年度の外部評価委員会は、8月の部会から区役所会議室による対面形式とオンライン形式の併用によるハイブリッド形式での開催が初めて行われた。こうした取組は、新しい生活様式が定着する中、外部評価委員会においても有意義な取組であった。

外部評価委員会は、委員個人の評価を委員同士の対話による意見交換により、全体としての評価としていくことを基本としている。ハイブリッド形式では、各委員とも、意見の要旨をまとめてわかりやすく発信するなど、積極的な工夫も見られ、効果的であったことから、今後も必要に応じて積極的に取り入れるべきである。

4 現地視察について

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言の発令など、現地視察を断念せざるを得ない状況であったが、実際に現地に赴き、現場の話を聞くことは、事業に対する各委員の理解を深め、委員同士の議論の活発化につながる有益な手段である。

今後も、可能な限り現地視察を行った上で、外部評価作業を進めることが望ましいと考えるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、現地視察が中止となる可能性も否めない。こうした場合には、施設パンフレットの提供による担当課による説明や、施設内を撮影した動画の閲覧、オンラインの活用による施設管理者へのヒアリングなど、代替手段の充実により、内部評価シートだけでは把握しづらい部分を補うことが必要である。

また、対象施設の選定の際には、評価する計画事業の内容の一部について、現地の担当者から説明を受けた方がより理解が深まるという観点での選定も留意する必要がある。

5 外部評価における評価対象について

新型コロナウイルス感染症の影響があり、イベント開催の事業など、代替手段による実施が困難な事業として、内部評価において「評価できない」とされたものが外部評価の対象事業となっているものがあつた。内部評価の結果を踏まえて、外部評価を行うことが今までの評価の流れとなるため、「今後の取組の方向性に対する意見」や「その他意見・感想」のみ、外部評価委員会でまとめるには少々無理があるように感じた。

令和3年度の事業に関しても、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施が困難な事業があることが想定されるが、評価対象の施策の選定の際、配慮が必要である。

6 行政評価のより一層の活用について

外部評価の果たす役割としては、一般的な区民の感覚を素直に伝えることが、ミッションの一つである。そのため、評価にあたり、厳しい意見を述べるだけでなく、事業の成果が期待以上のものであった場合も、そのことを認め、より良い取組を継続してほしいという願いも込められている。

区においても、その点を改めて認識し、外部評価の基本である区民の視点に立った分析及び検証の結果を踏まえて、事業の見直しや次年度予算への反映など、行財政運営におけるPDCAサイクルのより一層の徹底に引き続き取り組んでほしい。

以上、「今後に向けて」として、課題等を整理した。これらの事項については、引き続き検討し、改善が図られるように取り組んでいきたい。

来年度は、第5期の2年目として、行政評価の客観性と透明性を更に高めていくとともに、外部評価の役割をしっかりと果たしていきたい。

<資料>

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

部会名 担当分野	氏 名	役 職	所 属 等
第1部会 まちづくり 環境 みどり	星 卓志	会長 部会長	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
	上野 麻美		公募区民
	君島 淳二		公募区民
	板本 由恵		新宿区エコライフ推進協議会
	大西 秀明		新宿区防災サポーター連絡協議会
第2部会 福祉 子育て 教育 暮らし	山本 卓	部会長	法政大学法学部政治学科 教授
	的場 美規子		公募区民
	松井 千輝		公募区民
	前田 香織		新宿子育てメッセ実行委員会
	鱒沢 信子		民生委員・児童委員協議会
第3部会 自治 コミュニティ 文化 観光 産業	山口 道昭	副会長 部会長	立正大学法学部法学科 教授
	桐山 早苗		公募区民
	藤川 裕子		公募区民
	松永 健		新宿区町会連合会
	安井 潤一郎		新宿区商店会連合会

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 45 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号

令和 2 年 3 月 17 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。

(2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者 3 人以内

(2) 区民 6 人以内

(3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課が担当する。

(平20年条例1・令2条例1・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平20条例1・一部改正)

附 則

[以下 略]

3 新宿区行政評価制度に関する規則

平成 26 年 3 月 31 日
新宿区規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新宿区（以下「区」という。）の行政評価制度に関し必要な事項を定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価制度 次に掲げる一連の手続をいう。

ア 第 3 条から第 5 条までの規定による内部評価の実施及びその結果の公表

イ 第 6 条の規定による外部評価の実施及びその結果の公表

ウ 第 7 条の規定による総合的判断及びその結果の公表

(2) 行政評価 区が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(3) 内部評価 区の機関（議会を除く。）が実施する行政評価をいう。

(4) 外部評価 内部評価の結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(5) 部等 新宿区組織条例（昭和 49 年新宿区条例第 3 号）第 1 条に規定する部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。

(6) 部長等 部等の長（会計室にあつては会計管理者、教育委員会事務局にあつては教育委員会事務局次長）をいう。

(内部評価の実施の時期及び対象)

第 3 条 内部評価は、毎年度実施するものとし、その時期並びに対象とする施策及び事業は、年度ごとに区長が別に定める。

(内部評価委員会の設置)

第 4 条 内部評価を適正に実施するため、部等ごとに、内部評価委員会を置く。

2 内部評価委員会は、部長等及び課長（これらに相当する職にある者を含む。）その他部長等が指定する職員をもって構成し、部長等が主宰する。

(内部評価の実施及びその結果の公表)

第 5 条 内部評価委員会は、第 3 条の規定により内部評価の対象とされた施策及び事業（以下「評価対象施策・事業」という。）のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局に置かれる内部評価委員会にあつては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合

政策部長と協議の上、内部評価を実施するものとする。

2 部長等は、前項の規定により実施した内部評価の結果を区長に提出するものとする。

3 区長は、内部評価の結果を決定したときは、これを速やかに公表するものとする。

(外部評価の実施及びその結果の公表)

第6条 外部評価の実施及びその結果の公表については、別に定めるところによる。

(総合的判断及びその結果の公表)

第7条 部長等は、内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、評価対象施策・事業のうち当該部等に係るもの(教育委員会事務局次長にあつては、中央図書館に係るものを含む。)について、総合政策部長と協議の上、その方向性を検討し、その結果を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により提出された同項の結果に基づき、評価対象施策・事業について、その方向性を総合的に判断し、その結果を速やかに公表するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この報告書は、新宿区外部評価委員会から新宿区長に対して報告された外部評価実施結果について、新宿区外部評価委員会条例第12条に基づき公表するために、印刷製本したものです。

令和3年度 外部評価実施結果報告書

印刷物作成番号
2021-15-2101

発行年月 令和3年11月

編集・発行 新宿区総合政策部企画政策課 電話 03-5273-3502 (直通)
東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号